

令和7年9月

# 甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市



令和7年9月12日 提出

甲斐市長 保 坂 武

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
報告第8号	令和6年度甲斐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件	6
議案第47号	甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の制定の件	8
議案第48号	甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件	14
議案第49号	甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件	16
議案第50号	甲斐市税条例の一部改正の件	18
議案第51号	甲斐市民温泉条例の一部改正の件	22
議案第52号	甲斐市都市公園条例の一部改正の件	23
議案第53号	令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）	30
議案第54号	令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	37
議案第55号	令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	41
議案第56号	令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）	45
議案第57号	令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）	49
議案第58号	令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）	53
議案第59号	令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）	56
議案第60号	令和7年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	57
議案第61号	令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第1号）	58
議案第62号	令和7年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第1号）	60

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第63号	双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）請負契約締結の件	61
議案第64号	不動産購入の件	62
議案第65号	市道路線認定の件	63
認定第1号	令和6年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の件	64
認定第2号	令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	65
認定第3号	令和6年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	66
認定第4号	令和6年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	67
認定第5号	令和6年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件	68
認定第6号	令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件	69
認定第7号	令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	70
認定第8号	令和6年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件	71
認定第9号	令和6年度甲斐市水道事業会計決算認定の件	72
認定第10号	令和6年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件	73
認定第11号	令和6年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件	74
認定第12号	令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件	75

**令和 6 年度甲斐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度甲斐市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年度甲斐市財政健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.1	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」で表記されているのは、算定の基礎となる赤字がないことによるものである。

※ 将来負担比率が「—」で表記されているのは、算定の基礎となる将来負担額がないことによるものである。

令和6年度甲斐市資金不足比率

(単位:%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業会計	—
下水道事業会計	—
戸別合併処理浄化槽事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
宅地開発事業特別会計	—

※ 資金不足比率が「—」で表記されているのは、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がないことによるものである。

## 甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の制定の件

甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例

(設置)

第 1 条 本市の子育て支援の充実を通じて、子どもの心身の健やかな成長に資するとともに多世代が交流する施設として、甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体験学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設

位置 甲斐市篠原 1 番地 6

(指定管理者による管理)

第 3 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に体験学習施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 屋内遊戯体験スペース、託児スペースその他の体験学習施設の利用の許可に関する業務
- (2) 体験学習施設の維持管理に関する業務
- (3) 屋内遊戯体験スペース、託児スペースその他の体験学習施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 子育て支援に関する業務
- (5) 木育を通じた木への親しみや木の文化への理解を深める取組に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定の手続)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当すると認められるもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画の内容が、体験学習施設の設置目的を効果的に達成できるものであること。

(2) 事業計画の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

(3) 事業計画の内容が、体験学習施設の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(休館日)

第6条 体験学習施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間等)

第7条 体験学習施設の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、各施設利用時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間等を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 屋内遊戯体験スペースを利用することができる者は、小学生以下の者（以下「児童」という。）及びその保護者その他当該児童の付添人（以下「保護者等」という。）とする。ただし、児童のみでの利用又は成年に達していない保護者等の同伴による利用はできないものとする。

2 託児スペースの利用対象となる児童は、生後3か月以上で就学前（就学年の3月31日までとする。）の者とする。

(利用の許可)

第9条 体験学習施設のうち、屋内遊戯体験スペース、託児スペース又は体験学習室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、体験学習施設の管理運営上必要がある場合、前項の許可に条件を付することができる。

3 体験学習室の利用は、空室であり、かつ、管理上支障がないと認められる等の場合に申請できるものとする。

(利用の制限)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 他の利用者の利用を妨げるおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 体験学習施設の管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、体験学習施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じ、又はその許可に付した条件を変更することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により利用者が損害を受けても、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第 12 条 体験学習施設の利用料金は、別表第 2 に掲げる額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用許可を受けた利用者は、前項の利用料金を前納しなければならない。

3 指定管理者は、第 1 項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 第 1 項の利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

(利用料金の還付)

第 13 条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、子ども体験学習施設の利用を終了したとき、又は第 11 条第 1 項の規定により許可を取り消されたとき、若しくは当該施設の利用を停止させられたときは、直ちに当該施設及び設備等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 15 条 利用者は、施設等を汚損し、又は破損し、若しくは滅失した場合には、その修理、補充に要する費用を負担しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(遵守事項)

第 16 条 利用者は、体験学習施設の利用に当たっては、指定管理者の指示に従わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 17 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 第 4 条各号に掲げる業務の実施状況、利用状況及び収支状況

(2) 管理に係る経費の収支状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、体験学習施設の管理の実態を把握するために市長が必要と認める書類

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前日においても、この条例による第 3 条及び第 5 条の規定により体験学習施設の管理に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を指定することができる。

別表第1（第7条関係）

1 屋内遊戯体験スペース利用時間

区分	利用時間
第1クール	午前10時から午前11時30分まで
第2クール	正午から午後1時30分まで
第3クール	午後2時から午後3時30分まで
第4クール	午後4時から午後5時30分まで

2 託児スペース利用時間 午前9時30分から午後5時30分まで

3 子育てひろば利用時間 午前9時30分から午後5時まで

4 体験学習室利用時間

区分	利用時間
午前	午前10時から正午まで
午後	午後1時から午後3時まで
夕方	午後3時30分から午後5時30分まで

備考

- 1 屋内遊戯体験スペースの利用時間は、90分を1クールとし、児童及び保護者等の入替えを行う。
- 2 託児スペースの利用時間は、乳幼児1人につき1日最大3時間までとする。

別表第2（第12条関係）

1 屋内遊戯体験スペース利用料金

区分	単位	金額	
		個人	団体
児童	1人1クール	200円	100円
保護者等	1人1クール	300円	200円

備考

- 1 1歳未満は無料とする。
  - 2 使用時間が1クールの利用時間の区分に満たない場合であっても、時間割計算を行わない。
  - 3 団体利用料金は、児童10人以上で利用する場合に適用する。
- 2 託児スペース利用料金

施設名	単位	金額
託児スペース	乳幼児1人につき1時間ごとに	500円

### 3 その他施設利用料金

施設名 \ 時間	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで
体験学習室 A	1,200 円	1,200 円	1,200 円
体験学習室 B	2,600 円	2,600 円	2,600 円

#### 提案理由

本市の子育て支援の充実を通じて、子どもの心身の健やかな成長に資するとともに多世代が交流する施設として、効率的かつ効果的に運営するため、指定管理者の導入とその業務範囲等について定める必要があることから、甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例を制定する。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

### 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲斐市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間  
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「（会計年度任用職員を除く。）が」を「が育児休業法第19条第1項に規定する」に改める。

第20条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の甲斐市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

### 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年甲斐市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中「次条において」を「以下」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条 任命権者は、甲斐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲斐市条例第37号）第21条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 甲斐市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

## 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が施行されたことに伴い、規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市税条例の一部改正の件

甲斐市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市税条例の一部を改正する条例

甲斐市税条例（平成16年甲斐市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方

法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の甲斐市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の甲斐市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、甲斐市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 甲斐市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
  - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

#### 提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、また、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が同法附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（交付の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日）に施行されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 51 号

## 甲斐市民温泉条例の一部改正の件

甲斐市民温泉条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市民温泉条例の一部を改正する条例

甲斐市民温泉条例（平成 16 年甲斐市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表釜無川レクリエーションセンターの項を削る。

別表第 1 釜無川レクリエーションセンターの項を削る。

別表第 2 釜無川レクリエーションセンターの項を削る。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

釜無川レクリエーションセンターの廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市都市公園条例の一部改正の件

甲斐市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 甲斐市都市公園条例（平成 16 年甲斐市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を加える。

第 20 条を第 22 条とし、第 19 条を第 21 条とし、第 18 条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（公園施設の設置等の申請書の記載事項）

第 18 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の設置の許可を受けるとき。

ア 都市公園の名称

イ 公園施設の種類及び構造

ウ 設置に必要な面積

エ 設置の場所

オ 設置の目的

カ 設置の理由

キ 設置の期間

ク 工事实施の方法

ケ 工事实施の期間

コ 原状回復の方法

サ 使用料の額

シ アからサまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

(2) 公園施設の管理の許可を受けるとき。

ア 都市公園の名称

イ 公園施設の種類又は名称

ウ 公園施設の面積

エ 管理の場所

オ 管理の目的

カ 管理の方法

- キ 管理の期間
- ク 使用料の額
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

(3) 許可事項の変更の許可を受けるとき。

- ア 都市公園の名称
- イ 許可を受けた公園施設の名称
- ウ 変更しようとする事項
- エ 変更後の使用料の額
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用の許可を受けるとき。

- ア 占用する都市公園の名称
- イ 占用物件の種類
- ウ 占用物件等の管理の方法
- エ 工事実施の方法
- オ 工事実施の期間
- カ 原状回復の方法
- キ 使用料の額
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

(2) 許可事項の変更の許可を受けるとき。

- ア 都市公園の名称
- イ 許可を受けた物件の名称
- ウ 変更しようとする事項
- エ 変更後の使用料の額
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

(軽易な変更事項)

第19条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更、内部の様様替え若しくは修繕とする。

別表第2中「供用日」の次に「及び供用時間」を加え、赤坂台総合公園の項及び供用時間の欄を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条関係）

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

公園施設の種類	単位	金額
法第2条第2項各号又は政令第5条に掲げるもの	1平方メートル 1年	甲斐市使用料徴収条例（平成16年甲斐市条例第61号）の規定を準用する。

2 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

区分	単位	金額
競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル 1日	44円
その他のもの	甲斐市使用料徴収条例の規定を準用する。	

3 都市公園において第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1平方メートル 1日	30円
業としての写真撮影	写真機／1台／1日／	600円
業としての映画の撮影	1日	14,600円
興行	1平方メートル 1日	30円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル 1日	15円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	市長が定める額	

備考 使用者が、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを開催する場合で入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は物品の販売その他の営業行為を伴うときの使用料若しくは利用料金の額は、本表に定める額の100分の200相当額とする。

4 有料公園施設を利用する場合

公園名	施設名	区分及び金額
竜王中部公園	セミナーハウス	別に定める。
竜王南部公園	運動場	別に定める。
西八幡公園	テニスコート	別に定める。
中下条公園	テニスコート	別に定める。

敷島総合公園	多目的運動広場 (全面利用)	別に定める。
	多目的運動広場 (野球場又はソフトボール場 のみを利用)	別に定める。
玉幡公園	プール	別に定める。
島上条公園	テニスコート	別に定める。
	多目的コート	別に定める。
釜無川スポーツ公園	夜間照明施設	別に定める。
	グラウンド	別に定める。
	テニスコート	別に定める。
	ターゲットバードゴルフ場	別に定める。

第2条 甲斐市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、しのはら公園(以下「指定管理公園」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園施設及び設備器具の維持管理に関する業務
- (2) 公園施設の利用に関する業務
- (3) 公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に係る法第6条第1項又は第3項の許可に関する業務及び第4条第1項又は第3項の許可に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定の手續)

第3条の4 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の書類を添付して、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当すると認められるもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、指定管理公園の設置目的を効果的に達成できるものであるこ

と。

- (2) 事業計画の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (3) 事業計画の内容が、指定管理公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第3条の5 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 第3条の3各号に掲げる業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理公園の管理の実態を把握するために市長が必要と認める書類

第4条第1項中「市長」の次に「(指定管理公園にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)」を加える。

第5条ただし書及び第9条中「市長」の次に「(指定管理公園にあつては、指定管理者)」を加える。

第10条第1項中「市長」の次に「(指定管理公園にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)」を加える。

第17条第1項中「法第6条第1項若しくは第3項」の次に「(指定管理公園に係るもののうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に係る許可を除く。)」を、「第4条第1項若しくは第3項」の次に「(指定管理公園に係るものを除く。)」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第17条の2 法第6条第1項若しくは第3項の許可(指定管理公園に係るもののうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に係る許可に限る。)又は第4条第1項若しくは第3項の許可(指定管理公園に係るものに限る。)を受けた者は、別表第3に定める額を利用料金として納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、公益上必要があると認める場合においては、前項の利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって当該許可に係る行為をすることができなくなった場合においては、その全部又は一部を返還するものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表第1に次のように加える。

しのはら公園	甲斐市篠原1番地6
--------	-----------

別表第2に次のように加える。

しのはら公園	子ども体験学習施設	別に定める。
--------	-----------	--------

別表第3中「第17条」の次に「、第17条の2」を加え、同表の3 都市公園において第4

条第1項各号に掲げる行為をする場合の表中

「

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1平方メートル 1日	30円

を

」

「

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為(ただし、しのはら公園内キッチンカースペースにおける当該行為を除く。)	1平方メートル 1日	30円
しのはら公園内キッチンカースペースにおける物品の販売、募金その他これらに類する行為	1区画 1日	2,000円

に改める。

」

別表第3の4有料公園施設を利用する場合の表に次のように加える。

しのはら公園	子ども体験学習施設	別に定める。
--------	-----------	--------

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例第2条の施行の日前においても、同条による改正後の甲斐市都市公園条例第3条の2及び第3条の4の例により、しのはら公園の管理に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定することができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の甲斐市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 提案理由

令和7年3月に策定した甲斐市パークマネジメントプランに基づき、都市公園の効率的・効果的な管理運営を実施すること及び現在整備中のしのはら公園に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

**令和 7 年度甲斐市一般会計補正予算（第 3 号）**

令和 7 年度甲斐市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70, 341 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34, 014, 548 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	7,433,116	25,589	7,458,705
	1 国庫負担金	5,026,027	45,355	5,071,382
	2 国庫補助金	2,390,608	△21,178	2,369,430
	3 委託金	16,481	1,412	17,893
16	県支出金	2,410,461	16,852	2,427,313
	1 県負担金	1,665,817	5	1,665,822
	2 県補助金	537,641	16,847	554,488
21	諸収入	576,275	1,100	577,375
	5 雑入	538,239	1,100	539,339
22	市債	1,866,100	26,800	1,892,900
	1 市債	1,866,100	26,800	1,892,900
	歳 入 合 計	33,944,207	70,341	34,014,548

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	197,608	△476	197,132
	1 議会費	197,608	△476	197,132
2	総務費	5,388,373	△149,759	5,238,614
	1 総務管理費	4,122,232	△170,260	3,951,972
	2 徴税費	939,035	18,692	957,727
	3 戸籍住民基本台帳費	228,621	△5,557	223,064
	6 監査委員費	17,050	7,366	24,416
3	民生費	13,525,064	△14,702	13,510,362
	1 社会福祉費	5,639,383	2,970	5,642,353
	2 児童福祉費	6,613,205	△21,055	6,592,150
	3 生活保護費	1,262,396	2,570	1,264,966
	4 国民年金費	9,679	813	10,492
4	衛生費	3,297,409	128,519	3,425,928
	1 保健衛生費	1,157,213	59,306	1,216,519
	2 環境衛生費	763,270	64,639	827,909
	3 清掃費	1,376,926	4,574	1,381,500
5	労働費	60,000	1,383	61,383
	1 労働諸費	60,000	1,383	61,383
6	農林水産業費	457,418	△39,386	418,032
	1 農業費	429,594	△39,386	390,208
7	商工費	365,565	△17,172	348,393
	1 商工費	365,565	△17,172	348,393
8	土木費	3,466,904	△10,085	3,456,819
	1 土木管理費	229,108	38,922	268,030
	4 都市計画費	2,920,484	△76,823	2,843,661
	5 住宅費	77,122	27,816	104,938

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,145,556	2,284	1,147,840
	1 消防費	1,145,556	2,284	1,147,840
10	教育費	3,289,841	13,596	3,303,437
	1 教育総務費	752,578	858	753,436
	2 小学校費	516,883	15,453	532,336
	3 中学校費	274,044	4,760	278,804
	4 学校給食費	782,886	△2,398	780,488
	6 社会教育費	688,429	△5,261	683,168
	7 保健体育費	265,824	184	266,008
13	諸支出金	126,831	156,139	282,970
	1 基金費	126,831	156,139	282,970
	歳 出 合 計	33,944,207	70,341	34,014,548

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備費	24,000

### 第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	18,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業	168,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。	175,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。
防災対策事業	75,800	同上	同上	同上	77,400	同上	同上	同上



**令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,845 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,860,736 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	10	64	74
	2 国庫補助金	10	64	74
6	繰入金	754,275	11,781	766,056
	1 一般会計繰入金	464,607	11,492	476,099
	2 基金繰入金	289,668	289	289,957
	歳 入 合 計	6,848,891	11,845	6,860,736

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	102,485	11,556	114,041
	1 総務管理費	91,138	△1,216	89,922
	2 徴税費	11,107	12,772	23,879
8	諸支出金	8,101	289	8,390
	1 償還金及び還付加算金	8,101	289	8,390
	歳 出 合 計	6,848,891	11,845	6,860,736



**令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 8 2, 7 1 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	310,198	△9	310,189
	1 一般会計繰入金	310,198	△9	310,189
	歳 入 合 計	1,382,728	△9	1,382,719

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	44,741	△444	44,297
	1 総務管理費	35,667	△444	35,223
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,336,966	435	1,337,401
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,336,966	435	1,337,401
	歳 出 合 計	1,382,728	△9	1,382,719



**令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 6 9 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 7 1 4, 9 8 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	1,220,195	152	1,220,347
	1 保険料	1,220,195	152	1,220,347
2	分担金及び負担金	13,410	396	13,806
	1 負担金	13,410	396	13,806
4	国庫支出金	1,177,841	△251	1,177,590
	1 国庫負担金	1,027,402	480	1,027,882
	2 国庫補助金	150,439	△731	149,708
5	支払基金交付金	1,487,272	649	1,487,921
	1 支払基金交付金	1,487,272	649	1,487,921
6	県支出金	758,858	△85	758,773
	1 県負担金	732,977	300	733,277
	2 県補助金	25,881	△385	25,496
8	繰入金	1,065,171	△9,556	1,055,615
	1 一般会計繰入金	877,645	△9,556	868,089
	歳 入 合 計	5,723,684	△8,695	5,714,989

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	137,566	△9,097	128,469
	1 総務管理費	63,083	△10,061	53,022
	4 介護認定審査会費	43,195	964	44,159
2	保険給付費	5,416,548	2,402	5,418,950
	5 高額医療合算介護サービス等費	18,144	2,402	20,546
3	地域支援事業費	167,030	△2,000	165,030
	2 包括的支援事業・任意事業費	74,796	△2,000	72,796
	歳 出 合 計	5,723,684	△8,695	5,714,989



**令和 7 年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度甲斐市の介護サービス特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 3 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	1,551	12	1,563
	1 一般会計繰入金	1,551	12	1,563
	歳 入 合 計	16,298	12	16,310

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	5,088	12	5,100
	1 総務管理費	5,088	12	5,100
	歳 出 合 計	16,298	12	16,310



**令和 7 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 4 4 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	3,209	3,584	6,793
	1 一般会計繰入金	3,209	3,584	6,793
	歳 入 合 計	10,865	3,584	14,449

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	衛生費	10,739	3,584	14,323
	1 地域し尿処理施設費	10,739	3,584	14,323
	歳 出 合 計	10,865	3,584	14,449

議案第 59 号

令和 7 年度甲斐市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	1,163,926 千円	201 千円	1,164,127 千円
第 1 項 営業収益	1,053,986 千円	201 千円	1,054,187 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	908,806 千円	4,943 千円	913,749 千円
第 1 項 営業費用	874,180 千円	4,943 千円	879,123 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	140,836 千円	4,433 千円	145,269 千円
第 3 項 負担金	102,907 千円	4,433 千円	107,340 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	845,814 千円	4,433 千円	850,247 千円
第 1 項 建設改良費	833,694 千円	4,433 千円	838,127 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	89,260 千円	4,943 千円	94,203 千円

議案第 60 号

令和 7 年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	98,836 千円	△776 千円	98,060 千円
第 2 項 営業外収益	84,418 千円	△776 千円	83,642 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	102,600 千円	△776 千円	101,824 千円
第 1 項 営業費用	96,836 千円	△776 千円	96,060 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	5,977 千円	△596 千円	5,381 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「60,600 千円」を「59,824 千円」に改める。

議案第 61 号

令和 7 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,760,466 千円	△5,015 千円	1,755,451 千円
第 2 項 営業外収益	976,246 千円	△5,015 千円	971,231 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,729,050 千円	△3,805 千円	1,725,245 千円
第 1 項 営業費用	1,558,659 千円	△3,805 千円	1,554,854 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	879,662 千円	△205 千円	879,457 千円
第 1 項 企業債	456,600 千円	16,900 千円	473,500 千円
第 7 項 補助金	234,161 千円	△17,105 千円	217,056 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,473,724 千円	△205 千円	1,473,519 千円
第 1 項 建設改良費	607,851 千円	△205 千円	607,646 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,420 千円	△4,187 千円	54,233 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「911,149 千円」を「896,029 千円」に改める。

議案第 62 号

令和 7 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の戸別合併処理浄化槽事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 戸別合併処理浄化槽事業収益	24,946 千円	5 千円	24,951 千円
第 2 項 営業外収益	19,305 千円	5 千円	19,310 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 戸別合併処理浄化槽事業費用	28,685 千円	5 千円	28,690 千円
第 1 項 営業費用	27,509 千円	5 千円	27,514 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	3,504 千円	5 千円	3,509 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「16,973 千円」を「16,978 千円」に改める。

### 双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）請負契約締結の件

双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約   |
| 3 契約の金額  | 金 179,850,000 円   |
| 4 契約の相手方 | 山梨県甲斐市西八幡 4362 番地<br>甲信建設工業・中込建設双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）<br>共同企業体<br>代表者 甲信建設工業株式会社 代表取締役 飯室 祐一 |

#### 提案理由

この請負契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 16 年甲斐市条例第 52 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 64 号

不動産購入の件

双葉地区拠点工業団地内起業地として、次の土地を購入するものとする。

1 不動産の所在地及び数量

所在地	地番	地目	面積
甲斐市下今井字鳴石	4 2 4 番ほか6筆	田	1, 5 5 9 m <sup>2</sup>

2 所有者

櫻田 敏

3 購入予定価格

金 2 0, 2 6 7, 0 0 0 円

提案理由

この不動産購入については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成16年甲斐市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 65 号

**市道路線認定の件**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘 要
692	ふるむら 古村 宅造 3 号線	篠原字古村 298 番 3 地先から 篠原字古村 283 番 2 地先まで		73.1m	6.0m～10.4m	
1580	つかだ 塚田 宅造 2 号線	島上条字塚田 1644 番 12 地先から 島上条字塚田 1644 番 2 地先まで		143.9m	6.0m～11.6m	
425	ひなた 日向 宅造 6 号線	大埜字日向 729 番 6 地先から 大埜字日向 967 番地先まで		118.1m	5.0m～7.2m	
426	ひなた 日向 宅造 7 号線	大埜字日向 733 番 9 地先から 大埜字日向 729 番 11 地先まで		34.3m	5.0m～9.2m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

認定第 1 号

**令和 6 年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 2 号

**令和 6 年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 3 号

**令和 6 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 4 号

**令和 6 年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 5 号

**令和 6 年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 6 号

**令和 6 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 7 号

**令和 6 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 8 号

**令和 6 年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 9 号

**令和 6 年度甲斐市水道事業会計決算認定の件**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度甲斐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 10 号

**令和 6 年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度甲斐市簡易水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 11 号

**令和 6 年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度甲斐市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 12 号

**令和 6 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。